

大学院奨学生には、第一種奨学生と第二種奨学生とがある。いずれも入学試験の合否判定の際に選考を行い、本人に通知することになっている。第一種奨学生は、各年次の授業料及び整備拡充費の2分1に相当する額を減免することによって支給している。第二種奨学生は、入学時における入学金の全額を免除することによって支給している。

2 生活相談等

(1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

現状の説明

学部学生と同様に健康診断等を行い、健康管理に対し配慮している。

3 就職指導等

(1) 学生の進路選択に関わる指導の適切性

現状の説明

システムエンジニアや会計分野を目指す学生については進路選択が充実しているが、分野によっては就職が厳しい状況にある。

点検・評価

長所と問題点

将来の改善・改革に向けた方策

大学院に対しては、学部のような就職課によるきめ細かな就職指導は実施されておらず、今後大学院学生に対する進路選択に関わる指導体制を検討していきたい。

X 管理運営

【大学・学部の管理運営体制】

1 教授会

(1) 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

現状の説明

東京情報大学学則第36条において「本学の学部に教授会を置く。」と定めており、第36条第2項第2号で「教員の候補者の選考等人事に関する事項」を審議すると規定している。また、東京情報大学教授会規程第3条第1項第2号にも同様の記載がある。

点検・評価

各学科における人選が先行的に進められ、教務職員資格審査委員会の結果に対する判断が教授会で行われている。この制度では、全学的な配慮からの戦略的な枠組みの変更を伴う改革が進み難い状況にあることも否めない。

2 学長、学部長の権限と選任手続

(1) 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

現状の説明

学長の選任は、「東京情報大学長選挙規程」に基づいて実施されている。

学部長の選任は、「学校法人東京農業大学人事規則」の第55条及び同別表第3に規定されており、学部長の候補資格者は、当該学部の教授であり教授会の互選により決定される。なお、最終付議機関は教授会と法人の人事委員会である。

点検・評価

学部長選任については、今日までに大きな障害は生じていない。学長選任については、学長候補者の選出過程での推薦委員会のあり方、とくに途中段階での情報の外部流出防止等に関して若干の工夫が求められるように思われる。

(2) 学長権限の内容とその行使の適切性

現状の説明

学長は、大学の業務一切を掌理し、所属職員を統監して、教育及び研究上の責任を負っている。

なお、学長は、東京情報大学教授会規程に基づき教授会を招集する。また、学長は、東京情報大学運営委員会の召集及び議事進行の職務を行い、大学の教育、研究の円滑な運営と学内の連絡調整を図っている。

点検・評価

将来の改善・改革に向けた方策

大学改革に向けた意思決定の速度が不十分であり、学長としてのリーダーシップを十分発揮できるような体制作りを再構築する必要があると思われる。

3 意思決定

(1) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

現状の説明

学内の問題は、主として教授会で対応し、法人全般に関する事項は、法人で対応している。これは、学校法人東京農業大学諸規則諸規程に基づいている。